令和６年度　御前崎市

介護用品（紙おむつ等）購入費助成事業

この事業は、在宅で介護する家族の経済的負担に対して、紙おむつなどの介護用品購入助成券を発行し、在宅介護の継続を応援するものです。

● 対象者

在宅で65歳以上の方を介護しているご家族で以下のいずれかに該当する方。

※ただし、本人・ご家族ともに御前崎市に住所のある方。

・要介護１～５の認定を受けている方のうち、常に紙おむつ等を使用していて介護認定調査票の「排尿、排便」項目について一部介助又は全介助に該当する方(担当ケアマネジャーへ該当しているか確認して下さい)。

・介護認定を受けていない方で、高齢者支援課の職員が訪問し、支給要件を満たしていると確認した方。

ただし、以下の方は対象となりません。　※申請後、課税状況の審査を行います。

① 被介護者世帯及び介護者家族世帯で市税等滞納のある方。

② 施設入所中や入院中の方。

● 提出書類

1. 介護用品購入助成券交付申請書
   申請書は、担当ケアマネジャー（いない場合は高齢者支援課の職員）の確認（署名）が必要となります。
2. 〈転入された方のみ〉※令和６年１月１日現在、当市に住民登録のなかった方
   令和６年度１月１日現在、住民登録していた市区町村で発行した所得課税証明書（世帯全員分）

●申請場所

高齢者支援課又は地域包括支援センターおまえざき　※郵送での申請は受け付けておりません。

●申請期間

・令和６年４月１日から令和７年３月14日まで（助成券利用期限　令和７年３月31日まで）。

●助成額

受給資格があると認定した方へ、1枚2,000円の助成券を、申請月に応じて、右記の表の額を郵送で交付します。

（1か月分助成額　課税世帯2,000円　非課税世帯4,000円）

＜助成額一覧表＞

申請月	非課税世帯	課税世帯
4月	48,000円	24,000円
5月	44,000円	22,000円
6月	40,000円	20,000円
7月	36,000円	18,000円
8月	32,000円	16,000円
9月	28,000円	14,000円
10月	24,000円	12,000円
11月	20,000円	10,000円
12月	16,000円	8,000円
1月	12,000円	6,000円
2月	8,000円	4,000円
3月	4,000円	2,000円

●使用方法

利用可能店舗で、購入の際提出ください。※おつりはでません

（助成券と共に同封する利用可能店舗一覧をご覧ください）

●注意事項

1. 助成券を使って購入できるものは
   紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、おしり拭きです。
   それ以外のものは購入した場合は、全額返金となります。
2. 申請後、以下の状況になった場合は、速やかに助成券を申請窓口へ返却下さい。また、返却せず使用した場合は、全額返金となりますので、ご注意下さい。
   1) 施設入所した場合
   2) 要介護１～５以外の認定に変更になった場合
   3) 市外へ転出した場合

   その他　在宅介護が続けられる状態ではなくなった場合(入院等)はご相談ください。

～お知らせ～

年度によって、助成対象者・助成額が変更となる場合があります。市からのお知らせなどをご覧になり、ご確認ください。

問い合わせ先
御前崎市役所　高齢者支援課
電話：0537-85-1118